

区	連	会	資	料					
令	和	3	年	3	月	1	8	日	
区	政	推	進	課					
TEL	:	9	5	4	-	6	0	2	8
福	祉	保	健	課					
TEL	:	9	5	4	-	6	1	4	3
高	齢	・	障	害	支	援	課		
TEL	:	9	5	4	-	6	1	2	5

各地区連合自治会会長  
各自治会町内会会長

## 「あさひのつながり応援補助金」の募集について ～活動のスタートアップを応援します～

旭区では、身近な地域課題の解決に向けた新たな活動へのチャレンジを応援するため、令和3年度に「あさひのつながり応援補助金」を新設する予定です。この補助金を通して、活動の計画段階から伴走支援を行うことで、より身近な地域でつながりづくりや支え合いの取組が広がることを目指していきます。なお、平成25年度から実施してきました「きらっとあさひ地域支援補助金」については、令和3年度は、継続団体のみ申請を受け付けますので、併せてお知らせします。（これらの補助事業は令和3年度予算が横浜市会において議決されることを条件としています。）

### 1 申請期間

令和3年4月15日（木）～令和4年1月31日（月）

※応募前の事前相談を必須とします。事前相談は、令和3年4月15日（木）～12月28日（火）の期間です。

### 2 補助金概要

旭区民を2人以上含むグループが、身近な地域で新たに取り組む活動を支援します。

1団体最大5万円（1回のみ）とし、12団体を募集。補助率は9割補助です。

詳細は、別添募集チラシをご覧ください。

### <参考> 令和3年度きらっとあさひ地域支援補助金について

厳しい財政状況を踏まえて、令和3年度は新規の募集は行わず、令和2年度までに申請した継続団体を対象に申請を受け付けます。

※申請可能な継続団体には別途お知らせを行います。

#### 【お問い合わせ】

区政推進課地域力推進担当 遠藤、打木、板橋 TEL : 954-6028、FAX : 951-3401

福祉保健課事業企画担当 武島、小林 TEL : 954-6143、FAX : 953-7713

高齢・障害支援課高齢者支援担当 後藤、吉川 TEL : 954-6125、FAX : 955-2675

E-mail: as-kiratto@city.yokohama.jp

NEW

# あさひのつながり応援補助金



～活動のスタートアップを応援します～

身近な地域  
で新たに取り  
組む活動

旭区民を  
2人以上含  
むグループ

最大  
5万円  
(1回のみ)  
9割補助

事前相談  
必須・要予約

令和 3年 4月15日(木)～  
令和 3年12月28日(火)

申請書  
提出

令和 3年 4月15日(木)～  
令和 4年 1月31日(月)

(受付:月～金 9時～17時) ※ただし、予算上限に達し次第終了

～こんな活動を始めるときに使えます～

- 誰もが集えるカフェ
- 親子の居場所
- おはなし会
- 親子(多世代交流)  
で家庭菜園イベント
- 健康ウォーキング講座
- 地域花でいっぱい活動
- シニアのための SNS 入門講座
- その他活動を始めるための相談や  
会議、勉強会への参加等

みんなで集ま  
れるカフェをつ  
くりたいなあ

毎日元気でい  
るために体操  
やウォーキング  
ができないかな

こんな時期だから  
SNSを使えると便  
利だな!



何でも  
ご相談ください!



申請等に関するご相談は旭区役所まで!

- 区政推進課 地域力推進担当(2階23番窓口)  
TEL 045-954-6028
  - 福祉保健課 事業企画担当(3階31番窓口)  
TEL 045-954-6143
  - 高齢・障害支援課 高齢者支援担当(別館3番窓口)  
TEL 045-954-6125
- Eメール: as-kiratto@city.yokohama.jp

詳細は裏面へ



身近な地域の中で、誰もが元気に楽しく参加できるような活動をしてみたい！こんな活動だったらできるかもしれない！という『はじめの一步』を後押しするスタートアップ補助金です。 ※この補助金は、令和3年度予算が横浜市会において議決されることを条件としています。

### 補助対象活動

申請年度内に3か月以上継続している、または、継続見込みのある活動であり、誰もが参加できる活動であること

### 補助対象団体

次の要件をすべて満たすグループであること

- 2人以上の旭区民を含むグループであること
- 旭区内で活動を行っている、または、行う予定の任意の市民グループ、NPO 団体

※既存の団体が申請する場合は、新たな活動に取り組むこと。

### 対象経費

- ・ 消耗品費（材料費、事務用品等の購入）
- ・ 印刷費（チラシ、資料の印刷にかかる費用）
- ・ 通信費（郵便切手、はがき代）
- ・ 交通費（材料の購入や活動に必要な講座への参加や視察・相談にかかる公共交通機関利用時の運賃）
- ・ 報償費（講師謝金、アドバイザー費用）
- ・ 保険料（イベントなどの開催に伴う行事保険やボランティア保険などの保険料）
- ・ 使用料（会場使用料、機材のレンタル等）
- ・ 賃借料（オンライン講座のためのモバイル Wi-Fi レンタル費用等）

※備品（単価 3 万円以上のもの）の購入経費は補助対象外です。

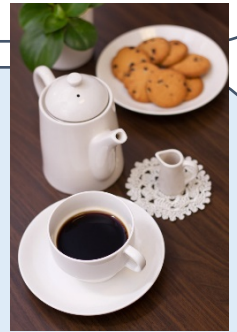
※団体の日常活動の運営経費は補助対象外です。

### 補助内容

- 1 団体 1 申請とする
- 補助金上限額 5 万円（補助率は 10 分の 9）

例えば…

月2回近所の空家を借りて「誰もが集えるカフェ」を開きたいと思いつつ、何から始めたら良いかわからなかった。そんな時、補助金を活用し、他の地域のカフェへ見学に行き、相談に乗ってもらった。必要な物品を購入し、お試しでカフェを開くことができた。回数を重ねる中で、困りごとを聞く機会が増えたため、カフェでの勉強会も実施。



### 収支計画の例

#### 収入

補助金	50,000円
自己資金	6,000円
合計	56,000円

#### 支出

消耗品費	25,000円	（テーブルクロス、カップ、コーヒー豆、スプーン、コーヒーメーカー、インク、コピー用紙等購入）
交通費	5,000円	（視察や物品購入にかかる交通費）
印刷費	10,000円	（チラシ印刷）
報償費	10,000円	（カフェ開催時に行う勉強会等の講師謝金）
使用料	6,000円	（空き家使用料 1,000円×6回）
合計	56,000円	

こんなふうに使えるんだね♡



### 申請の流れ



※申請書は、Eメールでご請求または、区のホームページからダウンロードできます。 Eメール：[as-kiratto@city.yokohama.jp](mailto:as-kiratto@city.yokohama.jp)

くわしくは旭区役所ホームページ

あさひのつながり応援補助金

検索